

1. 仕事または通勤が原因で負傷したり病気になった場合

Q1

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、病院での治療費（療養の費用）は、労災保険から支給されるのでしょうか。



A1

- (1) 労災病院や労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」といいます。）において、無料で治療を受けることができます（**療養の給付**）。
- (2) やむを得ず指定医療機関以外で治療を受けた場合には、いったん治療費を負担していただきますが、あとで請求することにより、負担した費用の全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば支給されます（**療養の費用の支給**）。

療養（補償）等給付

療養（補償）等給付（※）には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。どちらも、傷病が治ゆ（症状固定）するまで給付を受けることができます。

※業務災害の場合は「療養補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者療養給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。

療養の給付

<請求方法>

ご本人が、指定医療機関を経由して、労働基準監督署に請求書を提出してください。

療養の費用の支給

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

通院費 …「療養の費用の支給」のうちのひとつです

<支給要件>

①と②の要件をどちらも満たす場合に支給します。

- ① 労働者の居住地または勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること
- ② 同一市町村内の適切な医療機関へ通院した場合であること（適切な医療機関がない場合などには、同一市町村以外の医療機関への通院費が認められることがあります）

<支給内容>

通院に要した費用の実費相当額を支給します。

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年（療養の給付については時効は問題となりません）

ケガや病気の治療を受けた場合の給付手続き

労働災害発生

指定医療機関で
受診※1

その他の医療機関で受診
※2

請求書に、事業主
の証明

医療機関へ
治療費等の支払い

※4請求書に、医師、事業
主の証明

指定医療機関へ
※3請求書の提出

労働基準監督署へ
※4請求書の提出

看護・移送等に要した費用があれば
領収書を添付

労働基準監督署で
請求書を受理

労働基準監督署の
調査

労働基準監督署の
調査

必要に応じて請求人
及び関係者に書類の提出
や聴取を依頼する場
合があります。

指定された請求人の
振込口座へ支払

指定医療機関に
治療費等の支払

請求書を受理してから給付決定
までの期間は**おおむね1か月**です
が、場合によっては、**1か月以上**
を要することもあります。

※1 この場合、負傷などに係る治療を
現物（無料）で支給します。

※3 療養の給付請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は
様式第5号 通勤災害の場合は様式
第16号の3）

※2 この場合、療養にかかった費用を
支給します。

※4 療養の費用請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は
様式第7号 通勤災害の場合は様式
第16号の5）

ケガの治療のため会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A2

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業(補償)等給付**を受けることができます。

- いつから・・・休業4日目から
- いくら・・・1日につき、給付基礎日額(※)の80% (保険給付60%+特別支給金20%)

※ 「給付基礎日額」は、原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの(平均賃金)です。

<例1> 月20万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故が10月に発生した場合
給付基礎日額は、 $20\text{万円} \times 3\text{か月} \div 92\text{日}$ (7月：31日、8月：31日、9月：30日)
 $\div 6,522\text{円}$

<例2> 会社Aと会社Bの2社に就業している複数事業労働者で、会社Aからは月20万円、会社Bからは月10万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故が7月に発生した場合
会社Aの給付基礎日額は、
 $(20\text{万円}) \times 3\text{か月} \div 91\text{日}$ [4月(30日)+5月(31日)+6月(30日)]
 $= 6,593.40\text{円}$
会社Bの給付基礎日額は、
 $(10\text{万円}) \times 3\text{か月} \div 91\text{日}$ [4月(30日)+5月(31日)+6月(30日)]
 $= 3,296.70\text{円}$

合算した後の給付基礎日額
 $6,593.40\text{円} + 3,296.70\text{円} \div 9,891\text{円}$

→ 上記の「賃金」には、臨時に支払われた賃金、賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。

なお、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」は障害特別年金などの額を定める場合の「算定基礎日額」に反映されます。

休業(補償)等給付

関連する支援：休業補償特別援護金

<支給要件>

①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

<支給内容>

休業日4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80% (保険給付60%+特別支給金20%) を支給します。なお、複数事業労働者の場合は、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額の80% (保険給付60%+特別支給金20%) を支給します。

<留意点>

休業の初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。この間(待期期間)は、業務災害の場合、事業主が休業補償(1日につき平均賃金の60%)を行うこととなります。ただし、複数業務要因災害・通勤災害の場合には、事業主の補償責任についての法令上の規定はありません。

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

休業（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

請求書に、医師、事業主の証明

請求書を労働基準監督署へ提出

2回目以降の請求が離職後の場合は事業主の証明は必要ありません。

<添付書類>

同一の事由によって障害厚生年金、障害基礎年金等の受給を受けている場合は、支給額が証明できる書類。

必要に応じて請求人及び関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

労働基準監督署の調査

○業務が原因の負傷・疾病か否か
○休業を要するか否か
○保険給付額の算定
等

支給・不支給決定

請求人本人に対して、支給（不支給）決定の通知

指定された振込口座へ保険給付を支払

請求書を受理してから給付決定までの期間はおおむね1か月ですが、場合によっては、1か月以上を要することもあります。

※休業（補償）等給付支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第8号、通勤災害の場合は様式第16号の6）

Q3

会社が倒産したなどの理由により、休業の初日から3日間、会社が支払うべき休業補償を受けることができない場合、労災から支援を受けることはできますか。



A3

業務上の疾病に関して、待期期間3日間の休業補償を受ける見込みがない場合、一定の要件を満たせば、休業補償特別援護金により、待期期間3日分の補償を受けることができます。

休業補償特別援護金

関連する保険給付：休業補償給付

<支給要件>

事業場の廃止または事業主の行方不明後に疾病の発生が確定した場合などで、待期期間（3日間）の休業補償を受けられない場合

<支給内容>

休業補償給付の3日分に相当する額の援護金を支給します。

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。